

## 誓約書兼同意書

このたび傷病手当金を請求するにあたり以下の事項を遵守することを誓約します。

1. 傷病による労働不能につき雇用保険の適用は受けておりません。
2. 傷病手当金受給中に、労働の対象としての報酬はいかなるものも受けておりません。
3. 傷病手当金受給中に、厚生年金法による障害年金の支給が決定したときは遅滞なく通知します。

傷病手当金を請求するにあたり以下の事項に同意します。

1. 負傷、疾病の症状、労働不能の判定につき貴組合において調査が必要な時は、この誓約書兼同意書の写しを提示し直接診療機関等に調査・照会されること。
2. 貴組合が必要と認めた場合、この誓約書兼同意書の写しを提示し関係先に照会されること。
3. 毎月通院し、療養すること。
4. 傷病手当金請求書は、該当翌月には遅滞なく提出すること。(月ごと)
5. 誓約事項に万一違反のありましたときは、健康保険法により支給の一部又は全部を停止されても異議なく従うこと。
6. 前項の調査結果により、貴組合から公的医療機関での検査・治療等を指示された場合は異議なく従うこと。

令和 年 月 日

被保険者等  
記号・番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

住 所 \_\_\_\_\_

野村健康保険組合 理事長 殿

**第 99 条** 被保険者（任意継続被保険者を除く。第 102 条において同じ。）が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金として、一日につき、標準報酬日額（標準報酬月額の三十分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をいう。第 102 条において同じ。）の三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して一年六月を超えないものとする。

**第 119 条** 保険者は、被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、保険給付の一部を行わないことができる。

**第 120 条** 保険者は、偽りその他不正の行為により保険給付を受け、又は受けようとした者に対して、六月以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金又は出産手当金の全部又は一部を支給しない旨の決定をすることができる。ただし、偽りその他不正の行為があった日から一年を経過したときは、この限りでない。

**第 121 条** 保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第 59 条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

**第 59 条** 保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者（当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第百 121 条において同じ。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。